

条 例 改 正

第 4 号 監査委員条例の改正

例月出納検査の例日を毎月10日から24日に変更するとともに、地方自治法の改正に伴う条文番号の変更を行うものです。

問 実情に整合させるという提案趣旨からすると、現状は24日に実施しているのか。

答 月末に帳簿を締めた上で調整を行うことから10日に行うのは難しく、概ね月末に実施している。

問 例日の規定は条例事項ではないので、規定自体を削除するほうが良いのではないか。

答 地方自治法の行政実例により、条例で定めるのが適当との解釈が示されている。

問 これまでに現金・物品等の亡失・損傷の事例はあるか。

答 把握している限りでは、そのような事例はない。

問 今般の地方自治法の改正に基づく首長の損害賠償責任制限条例は制定するのか。

答 近隣自治体の状況を見ながら判断する。

第 7 号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童クラブの支援員をより多く確保し、放課後児童クラブの安定した運営と質の向上を図るため、「み

なし支援員」に係る経過措置期間について、現行の規定を5年間延長し、7年3月31日までとするものです。

問 現在の支援員のうち、「みなし支援員」の状況はどうか。また、現在の「みなし支援員」はいつ支援員になれるのか。

答 支援員56人中、支援員資格研修済みの者が42人、研修未受講の「みなし支援員」が14人である。現在の「みなし支援員」が研修を終了し、正式な支援員になるのは、2年後の予定である。



第 9 号 手数料条例の一部改正

低炭素建築物新築等計画の認定基準に関する告示等の一部改正に伴い、手数料を新たに定めるものです。

問 評価に当たってばらつきはあるのか。

答 評価結果は、建物ごとにばらつきはあるが、認定の基準は一定である。

問 今までの評価と比べてどのくらい簡素化されたのか。

答 評価項目の具体的な数については把握していないが、従来、計算ソフトを使用して計算していたものが電卓で計算できるようなイメージである。

令和元年度一般会計・特別会計補正予算

会計		補正前予算額	補正額	補正後予算額
第12号	一般（第6号）	147億9303万3千円	3270万9千円	148億2574万2千円
第13号	国民健康保険（第3号）	52億1611万2千円	3910万8千円	52億5522万円
第14号	後期高齢者医療（第2号）	6億6638万2千円	△1729万7千円	6億4908万5千円
第15号	介護保険（第4号）	34億1072万1千円	△783万3千円	34億288万8千円
第16号	野牛・高岩土地地区画整理（第2号）	637万円	△56万3千円	580万7千円
第17号	白岡駅東部中央土地地区画整理（第3号）	2億4420万5千円	4146万3千円	2億8566万8千円